

「お試し」から始まる、 新しい採用のカタチ



石川県庁presents

「石川県スポットワーク補助業務に係るスポットワーク

(介護未経験者等が介護の担い手となるまでの一体的支援事業)」のご案内

介護職員の業務、見直しませんか？

介護職員は、専門的なケアが求められる一方、清掃・洗濯・配膳といった**間接業務**も大きな割合を占めています。この現状が、職員の負担増や専門性発揮の機会損失につながっている可能性があります。

間接業務を「介護助手」に任せることで、介護職員は本来の専門業務に専念できます。これにより、一人ひとりの利用者様と向き合う時間が増え、ケアの質が向上し、職員の満足度向上にも繋がります。

【間接業務の例】「フロア・風呂場の清掃」「ベッドシーツ交換」「ベッドメイキング」「入浴時の衣類準備」「配膳、下膳」「洗濯」「送迎」など

「介護助手」を導入した事業所様の声

- 「思った以上に集まるので驚いている、ワーカーの働きぶりもよく試してみてよかった」
- 「リピートしてくれる人がいて助かる。教える手間も省けるので現場の負担が少なく任せられる」
- 「周辺業務を切り分けてワーカーにお願いすることで、介護業務に集中できた。また休息時間の確保にもつながった」

石川県が、介護助手の導入を強力にサポートします。

本事業では、**1日単位の有償仕事体験**※を通じて、介護未経験者と事業所の貴重なマッチング機会を創出します。

※ 受託事業者：株式会社タイミー

最大 **3万円** の補助金を活用可能

※予算に限りがあるため、上限まで活用できない場合があります

- 補助対象：スポットワーカー活用にかかる手数料（サービス利用料）分
- 介護サービスのうち、居宅介護支援、福祉用具貸与、福祉用具販売、住宅改修は事業の対象外です。
- 補助対象期間は、2027年1月末までです。

事業参加から補助金お支払いまでの流れ

- 1 受託先からのご説明**
事業内容や詳細をご説明します
- 2 申込フォーム受付**
専用フォームから簡単にお申し込み
- 3 業務切り出し支援**
介護助手にお任せする業務を整理
- 4 求人・マッチング**
スポットワークで募集開始
- 5 アンケート**
実施後の効果やご意見を伺います
- 6 補助金お支払い**
事業完了後に補助金が支払われます

まずは、「お試し」から

実施主体：石川県健康福祉部厚生政策課

TEL 076-225-1419

MAIL fukushijinzei@pref.lshikawa.lg.jp

お問合せ



申込はこちら

